

第7回芦屋港活性化推進委員会

港湾計画

港湾計画

港湾管理者が、港湾の開発、利用及び保全の基本的な姿を描いた基本計画として策定され、港湾整備、管理、運営を行う上での指針となる。



芦屋港位置図

港湾法による分類

- 国際戦略港湾 ()
- 国際拠点港湾 (北九州港、博多港)
- 重要港湾 (苅田港、三池港)
- 地方港湾 (芦屋港、他4港)

※ () は福岡県内の港

港湾計画

港湾計画に定める事項

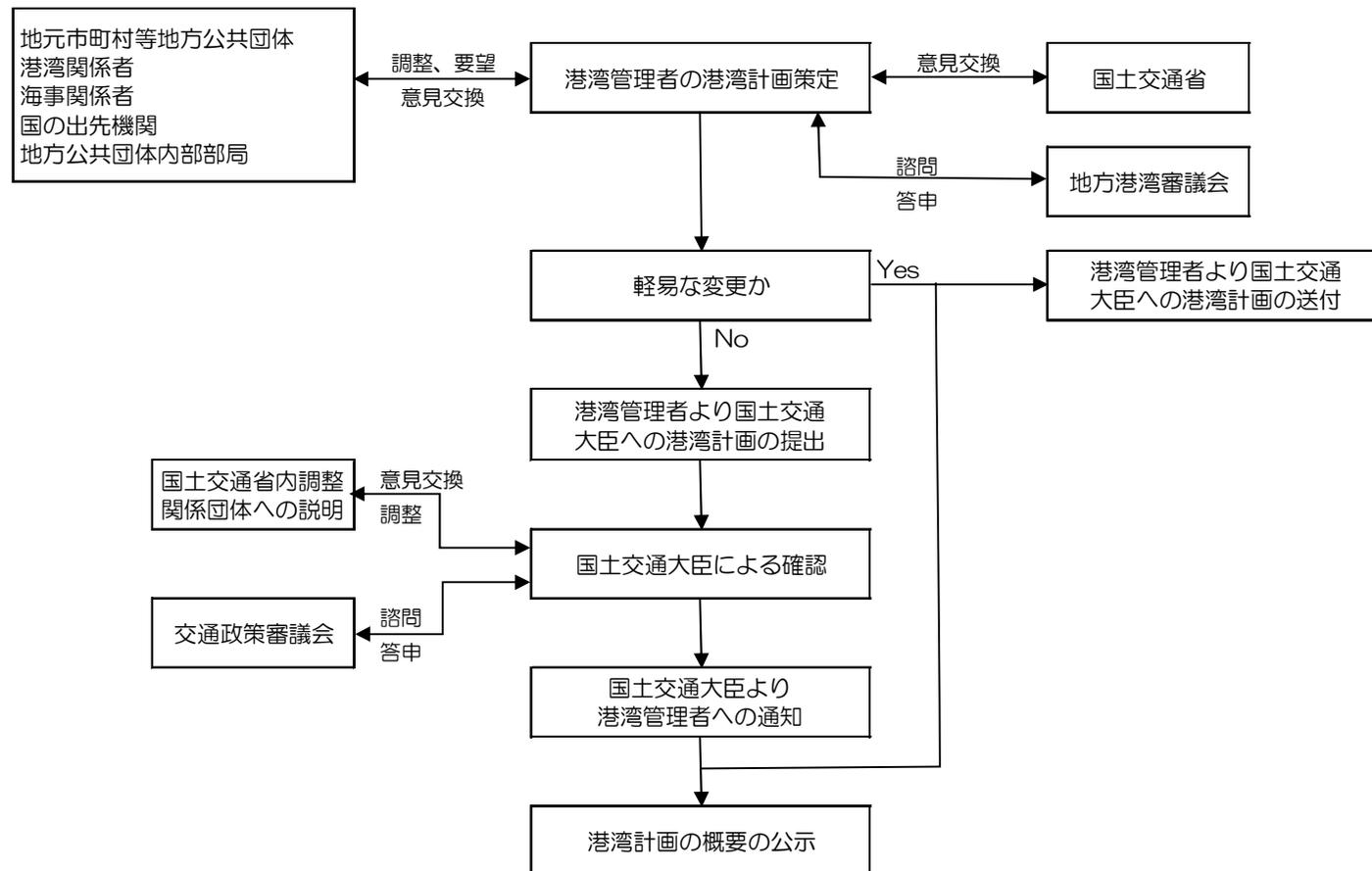
- 1 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
- 2 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他能力に関する事項
- 3 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他港湾施設の規模及び配置に関する事項
- 4 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
- 5 港湾の効率的な運営に関する事項
- 6 その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

港湾計画の変更の区分

- ① 改訂：港湾計画に定める事項のうち、次のいずれかに該当するもの
 - 1) 港湾の開発、利用及び保全等の方針を著しく変更する場合
 - 2) 港湾の取扱量等の港湾の能力を著しく変更する場合
 - 3) 港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置を著しく変更する場合
- ② 一部変更：港湾計画に定める事項のうち、①以外のもの
- ③ 軽易な変更：①又は②以外のもの

港湾計画

港湾計画の標準的な策定フロー



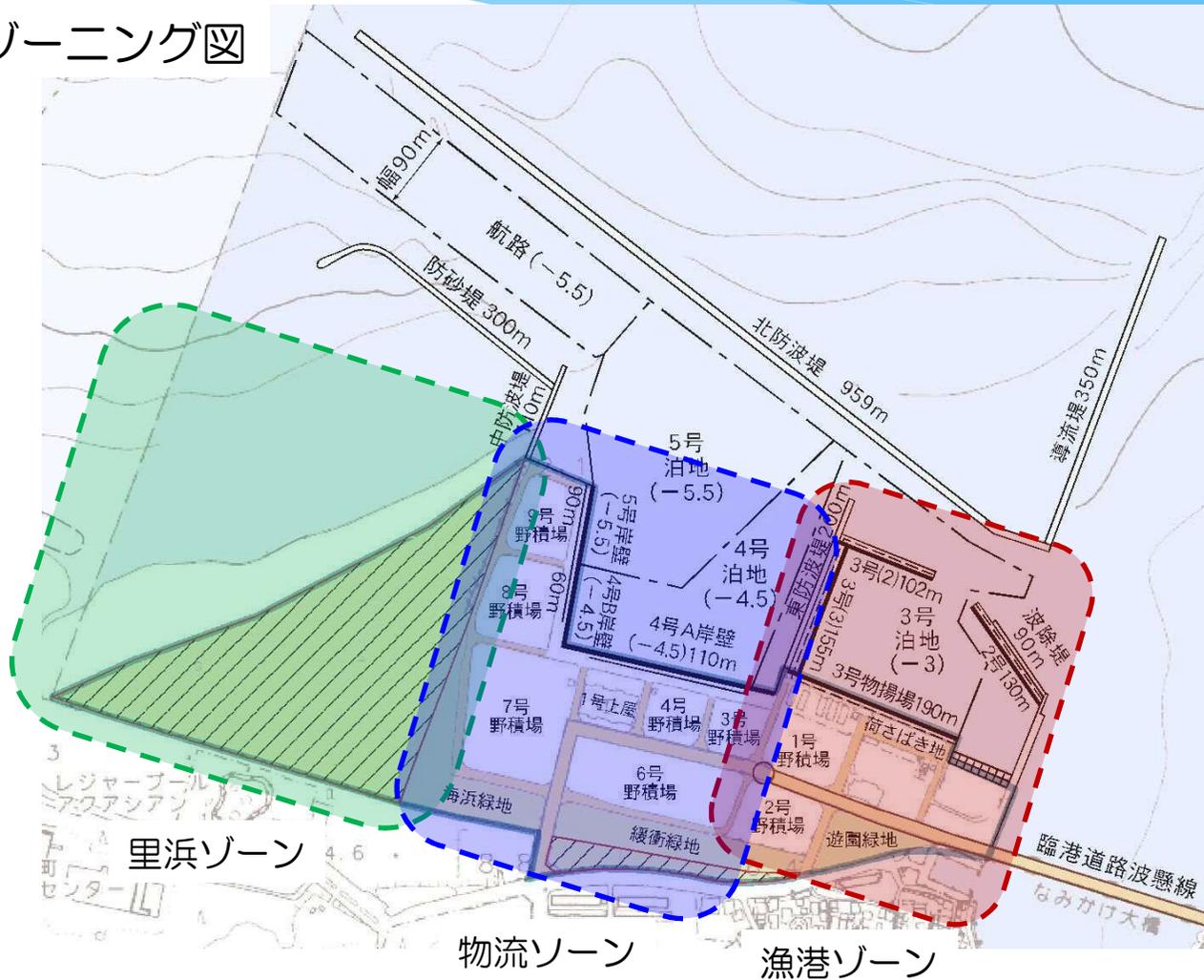
港湾計画

芦屋港周辺の主要施設



港湾計画

港湾ゾーニング図



臨港地区および分区

臨港地区とは

港湾は、物流の場、生産の場、憩いの場といった多様な機能を担っています。

これらの役割を果たすために、水域と一体的に管理運営する必要がある水際線背後の陸域を、港湾法又は都市計画法（都市計画区域内のみ）に基づいて指定したものが「臨港地区」です。

臨港地区イメージ図

